

別記様式

議事録

会議の名称	令和6年度第3回岩倉市子ども・子育て会議
開催日時	令和6年10月25日（金）午前10時00分から午後0時10分まで
開催場所	岩倉市役所 7階 第1委員会室
出席者 （欠席委員・事務局）	出席者：渡邊眞依子会長、松本恵会長職務代理、佐藤振一郎委員、町田竜介委員、中島正資委員、廣中大雄委員、五十嵐学委員、山田千佳委員、菅原由貴委員、的場美佳委員、市川玄人委員、和田岡真理子委員 欠席者：－ 事務局：健康こども未来部長、こども家庭課長、こども家庭課指導保育士、こども家庭課児童館長、保育グループ長、子育て支援グループ統括支援員、保育グループ主査児童厚生員、保育グループ主任、一般社団法人地域問題研究所3名（コンサルタント）
会議の議題	1 第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画の変更について〔資料1・2〕 2 （仮称）第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画の素案について〔資料3～6〕 3 「子育て」をみんなで応援しよう！講演会&座談会の報告について〔資料7〕 4 その他
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☒ 会議の委員長の確認を得ている ☐ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
会議に提出された資料の名称	資料1 「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」変更内容一覧 資料2 第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画 新旧対照表 資料3 （仮称）第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画案 資料4 委員からいただいた意見まとめ 資料5 （仮称）第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画 新計画名称案 資料6 現行の岩倉市子ども行動計画・第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画との比較表 資料7 「子育て」をみんなで応援しよう！講演会&座談会報告書 ご意見・ご提案シート

	令和 6 年度第 2 回岩倉市子ども・子育て会議議事録
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	1 人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
開会	
事務局	・令和6年度第3回岩倉市子ども・子育て会議を開催させていただきます。
1. あいさつ	
会長	・秋の行事で忙しい時期ですが、ご出席いただきありがとうございます。 ・先日の講演会&座談会で講演をするにあたって、子どもの権利について改めて勉強し直しました。子どもは大人とは表現方法や認識方法が異なるので、大人側は子どもを劣ったものと見てしまいがちですが、子どもなりに世界と関わっていて、生まれたときから権利としては大人と対等で、権利の主体である、ということを私自身も学ばせてもらいました。一方で、そうは分かっている、子どもと接する中で、大人が子どもに何か教えてあげないといけないと思ってしまうこともあると思います。子どもの権利、子どもの意見を尊重するのは難しいと改めて感じました。 ・乳幼児からの言葉として出されていない意見をどうするかも大事ですし、少なくとも、子どもから言葉として出された意見については、大人として検討しないといけないと思います。今回用意された計画案の中で、子どもの権利に関する現状が示された部分を読んで、改めてそう感じました。 ・新しい計画について、いよいよ具体的に検討することになります。既存の子ども・子育て支援事業計画だけではなく、子ども行動計画も含めての計画となるので、ボリュームが大きくなっています。限られた時間ではありますが、子どもの権利が尊重された計画になるようにご意見等、ご協力をお願いいたします。
議題（1）について 事務局より、資料1・2に基づき、「第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画の変更について」を報告	
会長	・事務局から説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますか。
委員（全員）	・なし
会長	・他に質問等がなければ、議題（1）については事務局の提案を了承することよろしいでしょうか。
委員（全員）	・異議なし
議題（2）について 事務局より、資料3～5に基づき、「（仮称）第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画の素案」のうち第1章と第2章を報告	
会長	・資料送付時にもみなさんにお伝えしていますが、本日、基本理念と計画名を決めていきたいと思います。 ・まずは基本理念を決めていきますが、その前に、今の事務局の説明に対して質問などはありますか。

委員（全員）	・なし
会長	・質問もないようですので、基本理念について考えていきたいと思います。 ・資料3のP4記載の、事務局から提示されている3案以外の案や、3案に対してのご意見等をうかがえたらと思います。
委員	・案2について、「尊在感」の上にふりがなを振る予定はありますか。
事務局	・こちらの案に決まった際には、ふりがなを振りたいと考えています。
委員	・造語は流行である一方で、造語をそのままの正しい言葉、存在する言葉だと思う子どもがいます。違うと教えても、どうして違うのかを説明するのが大変だった経験があります。 ・大人であれば「尊い存在」という意味だと分かりますが、子どもを第一に考えると、「尊在感」と表記すると説明が必要になると思います。そのため、造語ではなく「存在感」とそのままの漢字を使用することの方が好ましいと思います。もちろん「尊在感」もすてきな言葉ですので、個人的な意見として捉えてもらえたらと思います。
会長	・この計画が誰に向けてなのかを考えたときの意見でした。
委員	・私も気になりました。「尊在感」の意味はすごくすてきなんですが、「尊在感」という造語を市の理念として大々的に示すのはどうなのかと思いました。
委員	・説明したり、納得や理解をしてもらうというのを考慮すると、分かりやすく、だれにでも伝わる言葉を使うということは、大切な視点だと思います。
会長	・理念の説明もするけれども、理念が一番大事な部分なので、分かりやすい言葉にした方がいいのではないかという意見でした。
事務局	・案2の「尊在感」を「存在感」に変えて、追加案で案4とします。 ・また、基本理念について、委員のみなさんそれぞれから、一言ずつでよいのご意見等いただけたらと思います。
委員	・案1が好きで、大人も子どもも分かりやすい言葉だと感じます。私自身が子育てしているうえで大切にしている「兄弟とか関係なく、一人ひとりが大事にされる存在」という想いが含まれており、すごく共感できます。
委員	・案2の「子どもどまんなか」の「ど」はつけるのでしょうか。国は「こどもまんなか」と言っていますし、資料5でも「子どもまんなか計画」になっています。ここだけ、あえて「ど」をつけるのでしょうか。
会長	・重ねての質問ですが、こども大綱では「こども」とひらがなで表記していますが、今回策定する計画では、漢字の「子ども」という表記でよいのでしょうか。
事務局	・こども大綱に基づきますと、「こどもまんなか」となるので、案2と案4については子ども「まんなか」に修正させていただきます。 ・また、「子ども」の表記についてですが、今回策定する計画については、こども基本法に基づくものではなく、子ども・子育て支援法や岩倉市子ども条例に基

	づくものになります。岩倉市子ども条例では、こどもの「こ」を漢字で表記していますので、今回の計画では、「こども」ではなく「子ども」と表記します。なお、今後この計画を、国のこども基本法に基づくこども計画に位置付けるとなった場合には、「こども」という表記を検討していきます。
委員	・案1は、だれが読んでも分かりやすいです。「年齢や性別、国籍なども関係なく、とても大切である」という思いがよいです。 ・質問です。今回の計画を策定するにあたって、基本理念に沿って計画に反映されていくのだと認識しています。たとえば、案1が採用されれば、思いにある「マルチパートナーシップ」について、第3章以降の内容がさらに充実されていくのでしょうか。また、案2になれば、「尊在感」を意識した施策が充実するのでしょうか。
事務局	・第3章以降の説明でもしますが、行政だけではなく地域と連携をして取り組んでいくことや、子どもの居場所を考えていくことなどは、既に網羅しています。 ・ですので、今回の会議で決まる基本理念の思いに併せて内容を肉付けしていくことはなく、もともと既に含まれている計画ということでご理解いただけたらと思います。
会長	・基本理念が決まった際には、その理念の視点から、計画の内容を改めて確認するということは必要かと思います。
委員	・「尊在感」という言葉には違和感があります。案1と案3のどちらも素敵なので、両方を合体させた第5案として、「子どもがのびのび育つ 個性がきらりと輝く 子ども未来応援のまち いわくら」を提案したいです。
委員	・案1と案3はだれでも分かりやすく、案1の「子ども未来応援」、案3の「個性がきらり」という言葉がよいと思ったので、私も、案1と案3を合体させた案5がよいと考えます。
委員	・案5がすてきだと感じましたが、「子どもがのびのび育つ」と「子ども未来応援のまち」で「子ども」という言葉が重なっているので、第6案として、「だれもが大切にされる 個性がきらりと輝く 子ども未来応援のまち いわくら」を提案します。
委員	・どの案にもすてきな言葉が並んでいると思います。学校の現場でも「だれ一人取り残さない」「だれもが大切にされる」ということを大事にしていますが、どの案からも、「だれもが」「どこでも」「大切にされる」という思いすごく伝わってきて、子どもが大切な存在であるという表現もあって、なかなか一つに決めきれないです。 ・分かりやすさや伝えやすさも大切で、シンプルでキーワードとなる言葉があるというのも、基本理念を考えるうえでひとつの視点だと思います。
事務局	・現在案6まで出していただいたので、いったんここまでの案を紙に打ち出した

	ものをみなさんにお配りしたいと思います。
委員	・案１の想いにある、「年齢や性別、国籍なども関係なく」という言葉がいいなと思いました。案１にだけこの言葉が出てきますが、外国にルーツのある子どもたちも多く住んでいる岩倉市らしくてよいと思いました。
委員	・案１が１行にまとまっていてよいと思います。対外的に示していくものであれば、一目見て頭に入ってくるのは１行で収まっている案１だと思います。案１には大切にしたい要素もすべて含まれていて、うまくまとまっていると思います。
事務局	・言葉の意味合いや捉え方について少し話をさせていただきますと、「だれもが大切にされる」や「こども未来応援」という言葉は、子どもが客体になっています。一方、「こどもがのびのび育つ」や「個性がきらり」は、子どもが主体になっています。「一人ひとりを大切にするまち」は、どちらかというと子どもが客体です。言葉の種類として見たときには、子どもを「主体」として見るのか、それとも「客体」として見るのか。たとえば、案６の「だれもが大切にされる」は子どもを客体として見ていて、「個性がきらりと輝く」は子どもを主体として見ています。言葉の意味を後で読み解いたときに、どういう解釈をされるのかというところも少し考えてもいいかもしれません。 ・先ほど委員から、案１の「年齢や性別、国籍なども関係なく」の部分がよいという意見が出ましたが、これは、どの理念になっても大切なものです。基本理念に込める想いについて、現在それぞれの案に提示はしていますが、委員のみなさんが込めたい想いや考えを、今回決定する基本理念に改めて表現していくことはできると思います。
会長	・子どもを「主体」とする言葉にするか、「客体」とする言葉にするか、そういった視点で考えてはどうかという意見でした。 ・基本理念のそれぞれの案に記載されている想いの部分は、そのまま計画書に記載されるのでしょうか。
事務局	・最終的な計画書にも、基本理念の想いは記載します。現在提示している内容がそのまま残るのではなく、追記修正をしたうえで記載します。
会長	・ということです。先ほどの事務局の説明にもあったように、想いとして記載するところに、他の案の想いに出てきた部分を合わせることもできるかと思います。
委員	・会議の前に、基本理念の３案を声に出して読んでみて、自分の子どもにどれがいいか聞いてみたところ、案３が一番伝わりやすかったです。どのワードが印象に残ったかを聞いたら、「のびのび」や「きらり」でした。単純な言葉で、印象に残ったんだと思います。一方で、案３は声に出して読んでみると大変でした。他の委員が言われたように、少し長く感じます。ただ、言葉として印象に

	残るのは単純な言葉なので、違う言葉でもいいから、なんとか案3をもう少し縮小できないかと思っています。 ・確認ですが、この計画は子どもの権利のための公約であって、大人がこの計画にのっとって行動するものではない、という認識でよいのでしょうか。
事務局	・この計画は、子どもの権利を守るために、子どもが意見を述べる場を提供するために、大人がどう関わっていくかを示す計画です。「子どもが子どものために」というよりも、子どもの未来のための大人たちの関わり方を示しているのが主の目的となります。 ・大人が最初に動かないと、子どものためになっていきません。この計画は、大人がどのような意識をもって今後子どものことを考えていくのか、ということをもとめたものになります。
委員	・「大人」の対象は、岩倉市全体の大人でしょうか。
事務局	・その通りです。
委員	・私自身、今回の子ども・子育て会議の委員になるまでは、現行の計画を読んだことがありませんでした。子どもに分かりやすい言葉にするといいのかと思っていましたが、対象が大人なのであれば、まずは、子育てしている人たちに興味関心を持ってもらえるキーワードを考える必要があるのではないのでしょうか。子どもも大人も理解できるような理念にするものだと思っていたので、「のびのび」とか簡潔な言葉がいいのかなと考えていましたが、今の説明だと、大人が理解していて、子どもに伝えないといけないものだと思います。
事務局	・計画書について、こちらの周知広報不足ではあったと思います。現行計画や岩倉市子ども条例を策定する際には、パブリックコメントの実施、小学校の授業での周知、その他にも広報での特集記事等、市民のみなさんへの周知については努力しています。ただ、市民のみなさん全員に、という点では力不足でした。 ・今回の計画の位置付けとしては、大人が子どもの未来をどう考えていくのか、という目線で委員のみなさんには考えていただけたらと思っています。
会長	・直接的には、大人に向けての内容ではありますが、子どもが今回の計画を読む機会もあると思います。「子どもに向けた計画」という意味合いよりも、「私たちが子どものために何ができるかを考えた計画」という意味合いのほうが強い内容だと考えます。ただし、その際に子どもの目線がゼロでよいのか、というのが現在議論している視点かと捉えています。 ・子ども向けに書くということをそこまで考えなくてもいいのではないかと思います。この場で「子どもにも分かりやすいものにしよう」ということになれば、そういったものになるかもしれません。
事務局	・言葉を選ぶとき考えることとして、一つは、耳障りのいい言葉を選ぶというのものもあるかもしれません。ただ、簡単か難しいか、耳障りがいいかではなくて、

	その言葉にどのような意味合いがあるのかということをお大切にされた方がいいと思います。あまり選ばれていない案2の「尊在感」も、あえて普段使わない言葉にすることで、大人が説明する努力をするきっかけになります。 ・他の計画を作るときにも、市の幹部の方や審議会の場合などで、「この言葉は一般的に使われないからだめじゃないか」と言われることがあります。岩倉市の総合計画で使われている「マルチパートナーシップ」という言葉も、あまり使われていないということで同じような議論がありました。しかし、その言葉を説明するために、まずは自分がその言葉を理解して、それから、他者に説明していくことも大事ではないかと思います。 ・耳障りの言い言葉を選びつつ、下書いてある想いの部分でその言葉に込めた想いをしっかり説明する、ということもできるかと思います。また逆に、あえて分かりにくい言葉を理念に入れつつ、想いの部分で説明すれば、より想いの部分の意味が出てくる、と考えることもできます。 ・どちらが正しいということはありません。ただ、耳障りの言い言葉を選ぶのがすべてではないということも、頭に入れておいていただきたいです。難しい言葉をあえて使って、委員のみなさんとして、あるいは大人からのメッセージとして、子どもに理解してもらいたい言葉を想いの部分で説明することもできる、ということをお認識した上で、もう一度考えてみるのもありかもしれません。
会長	・基本理念を考えるうえでの観点についての説明でした。
委員	・皆さんの意見を聞いていて、理念を実現させるためには、具体的にどんなことができるんだろうと考えています。たとえば、これからの未来では、もっと学びたいと考えている人が、経済的な面などで諦めることなく学び続けられるような仕組みができるといいと思います。それも、奨学金のような後から返済しないといけないものではない支援の形が望ましいです。
委員	・自分は、委員であると同時に、子育てをしている立場でもあります。子育てをしている中で、保護者として判断が必要な場面が多々あります。そうした際には、今回の計画の基本理念が参考にできるとよいと考えています。そういった点では、案3が簡単な表現で、子育てにおいて判断する場面のときに大切にするポイントがすぐに分かってよいと思いました。
会長	・家庭での子育てにおいても通じる基本理念として、案3が分かりやすいという意見でした。
事務局	・現在6つの案が出ていますが、全体の流れのなかで、案2と案4については意見が集まらなかったもので、省いた4つの案で多数決を採りたいと思います。 ・なお、1回目の多数決で過半数を超えたものがあればそれに決定し、なければ上位の2つで改めて多数決を行い、最終的に委員の半数以上の手が上がったものを基本理念にしたいと思います。

	《多数決の結果》 案1 だれもが大切にされる 子ども未来応援のまち いわくら 5票 案2 子どもまんなか だれもが尊在感に満ちた 子ども未来応援のまち いわくら 0票（多数決に含めず） 案3 子どもがのびのび育つ 個性がきらりと輝く 一人ひとりを大切にするまち いわくら 2票 案4 子どもまんなか だれもが存在感に満ちた 子ども未来応援のまち いわくら 0票（多数決に含めず） 案5 子どもがのびのび育つ 個性がきらりと輝く 子ども未来応援のまち いわくら 2票 案6 だれもが大切にされる 個性がきらりと輝く 子ども未来応援のまち いわくら 3票 ⇒過半数に達した案がなかったため、上位2つ（案1・案6）で再度多数決へ。
	《多数決の結果》 案1 だれもが大切にされる 子ども未来応援のまち いわくら 5票 案6 だれもが大切にされる 個性がきらりと輝く 子ども未来応援のまち いわくら 7票
会長	・2回の多数決の結果、「だれもが大切にされる 個性がきらりと輝く 子ども未来応援のまち いわくら」となりました。
事務局	・基本理念は決まりましたが、込める想いについて、計画に載せていきたい言葉などがあればご発言をお願いいたします。
会長	・案6は案1と案3のミックスになっているので、それぞれの想いをミックスしたものになるかと思います。ですので、案2の想いに記載された部分で、計画書に記載したい部分がある方は、ご発言をお願いします。
委員（全員）	・なし
会長	・決まった基本理念ではありますが、声に出すと読みづらく感じました。たとえば、擬態語を減らして、「だれもが大切にされ 個性が輝く 子ども未来応援のまち いわくら」としてはどうでしょうか。変更しても、委員のみなさんの想いの部分は変わらないと思います。
委員	・体言止めにしてもよいと思いました。たとえば、「だれもが大切 輝く個性 子ども未来応援のまち いわくら」です。
事務局	・では、今出た2つの案で再度多数決を採ります。
	《多数決の結果》 ①だれもが大切にされ 個性が輝く 子ども未来応援のまち いわくら 4票 ②だれもが大切 輝く個性

	子ども未来応援のまち いわくら	8 票
会長	・ 多数決の結果、「だれもが大切 輝く個性 子ども未来応援のまち いわくら」に決定します。この理念にのっとっての計画となります。 ・ 次に、計画名を決めたいと思います。資料5をご覧ください。3つの案が事務局より提示されていますので、こちらも多数決で決めたいと思います。	
	≪多数決の結果≫ 案1 岩倉市子どもまんなか計画 0 票 案2 岩倉市子ども未来応援計画 1 2 票 案3 岩倉っ子 笑顔はぐくみプラン 0 票	
会長	・ 多数決の結果、全会一致で案2「岩倉市子ども未来応援計画」となりました。	
議題（2）について 事務局より、資料3、6に基づき、「(仮称)第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画及び岩倉市子ども行動計画の素案」のうち第3章～第5章を報告		
会長	・ 第3章から第5章までについて事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問等がありますか。	
委員	・ P8「施策の体系」について、「基本目標4」における「施策の方向」が1つしかないため、気になりました。 ・ 「将来に希望を持つ子ども」＝「将来子どもを産み、育てたいと希望する子ども」ということなのか、と思われかねないです。	
事務局	・ 今回策定する岩倉市の計画は、こども大綱にできるだけ近づけた内容にしていますが、若者が対象となる部分をあまり含まない計画にするという方針となりました。ですので、今回の計画に掲載できるのがこの程度という状況です。 ・ もちろん、市としては若者の就労支援等の事業も実施していますが、この計画では18歳未満を対象にするという線引きのため、載せておりません。 ・ ひらがなで表記する「こども」であれば、心身の発達の過程にある者とされているのみで年齢の要件はありませんので、若者や青少年も含まれてきます。ただ、今回は岩倉市子ども条例の「子ども」である18歳未満を対象としたものをピックアップしています。 ・ 一方、少子化対策として取り組んでいる事業は、計画に掲載しています。子育ての喜びを知ってもらう、という目的で抽出したというイメージでご理解いただけたらと思います。	
会長	・ 主な取組事業を書くのが難しいということでしたが、基本目標1～3を実現することによって、基本目標4の子どもたちが将来の希望をもてる未来につながる、という構造になっていると理解しています。その旨を作文できるとよいかと思っています。	
委員	・ フロー図を使うなど、作文以外の示し方も検討してもよいと思います。	

事務局	・ いただいたご意見のとおりに修正いたします。
委員	・ 第3章と第4章で「●」の大きさが異なりますが、第3章の方が見やすくてよいと思います。
委員	・ 資料3のP26の「令和10」が「年」が抜けているのと、P47の「Do」の前の「・」が見えなくなっています。
事務局	・ ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
委員	・ 現行の育休退園制度について、何か対応することはできないでしょうか。 ・ P16の困難を抱える家庭への支援の「外国にルーツをもつ子どもとその家庭の支援」のところで、「年齢や性別、国籍なども関係なく、とても大切である」という想いを込めるのであれば、そういった家庭への、就学前、就園前からの支援を検討できないでしょうか。
事務局	・ 育休退園については、先日議会でも請願が採択されていますので、今後、対応を検討してまいります。 ・ 外国にルーツのある人たちに対する就園前からの支援というのは、具体的にどういったことでしょうか。
委員	・ 現在、外国にルーツのある人たちをサポートしてくれる人はいますが、発達などのデリケートな相談をする場合に、気軽に相談できる場所があるとよいと思います。ポルトガル語の通訳の方を配置していただいています。当事者の話を聞くと、通訳業務に追われてしまうといった声があります。また、ポルトガル語以外の言語圏の方も増えてきています。そういった方たちに少し光が当たればよいと思います。
事務局	・ すぐに対応することは難しいですが、今後の課題とさせていただきます。
委員	・ 資料3のP30「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」と、リフレッシュ保育の棲み分けについて詳しくうかがいたいです。リフレッシュ保育と乳児等通園支援事業は同時に実施されるのでしょうか。それとも、リフレッシュ保育が乳児等通園支援事業に変わるということでしょうか。
事務局	・ リフレッシュ保育と乳児等通園支援事業を並行して取り組んでいくのか、それとも一本化していくのか、まだ明確にはなっていない状況です。 ・ 乳児等通園支援事業については、現在国も実証事業として進めているところです。県内では大府市などが実施しています。「誰でも通園制度」は、保育要件がなくても子どもを預けることができるものですが、もともと本市では、リフレッシュ保育を実施しています。今回国は、各自治体の実施しているリフレッシュ保育とは別の制度として、こども誰でも通園制度を創設しました。まだ実証実験段階なので、通知が発出されていない状況です。 ・ 計画は令和8年度からの実施としていますが、現時点でも、保護者の方には、保育要件がなくてもリフレッシュ保育を使っていただくことができます。

委員	・子どもの預け先が増えるのかを確認したく、質問させていただきました。
会長	・時間も残り少なくなってきましたので、ご意見等がある場合は、配布しております「ご意見・ご提案シート」にご記入のうえ、11月8日（金）までに事務局あてに提出をしていただきたいと思います。 ・また、その際の修正の内容については、会長に一任いただき、事務局と調整させていただくということで、ご承認いただけますでしょうか。
委員（全員）	・異議なし
議題（3） 事務局より、資料7に基づき『子育て』をみんなで応援しよう！講演会&座談会の報告について」を報告	
会長	・ご意見やご質問等はよろしいでしょうか。 ・今回、講演会でお話をさせていただきましたが、子育ての悩みをみなさんとし合うことができ、よい機会でした。 ・それでは、議題はこれで終わります。次第3については、事務局に進行を戻します、よろしくお願いいたします。
その他	
事務局	・次回の会議は、12月13日（金）の午前10時から、場所は本日と同じ第1委員会室で開催します。よろしくお願いいたします。 ・また、事前に配布する資料について、PDFでもよい方には今後はメールにて送付いたします。

以上